

和福障第 7 号
令和6年4月1日
(2024年)

計画相談支援事業所 管理者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公 印 省 略)

令和6年度報酬改定等に係る基本報酬及び加算の届出について

平素は本市障害福祉行政に多大なご尽力を賜りありがとうございます。

標記につきまして、令和6年度報酬改定において基本報酬や加算の見直しが行われましたので、以下のとおり届出を行ってください。

1. 提出期限 **令和6年4月24日(水) 必着**

2. 提出方法 郵送または持参
※本通知による届出書類は、従業者の員数等の報告とあわせて提出してください。その際、重複する書類は省略していただいてもかまいません。

3. 届出について

(1) 対象事業所

計画相談支援、障害児相談支援

(2) 届出が必要な事業所

- ・要医療児者支援体制加算、行動障害支援体制加算、精神障害者支援体制加算のいずれかを令和6年3月末時点で算定している事業所、又は令和6年4月以降算定予定の事業所
- ・高次脳機能障害者支援体制加算を令和6年4月以降算定予定の事業所

※すでに提出頂いている事業所については、新様式の各加算の届出書と新様式の体制等状況一覧表を追加で提出ください。

上記に該当しない計画相談支援、障害児相談支援事業所は基本報酬及び加算の届出については不要です。

(3) 提出書類について

別添の「加算等の届出に必要な書類一覧」で必要書類を確認し、以下の市ホームページから様式をダウンロードして作成してください。

障害児通所支援事業の指定・変更・休廃止等各種様式ダウンロード (ページ番号 1024651)

http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/shinseisyo_dl/1000409/1000387/1024651.html

※届出・加算等に関する問い合わせが殺到することが予想されますため、問い合わせに対する回答にお時間いただきますことを了承願います。

★加算等の算定される単位数が「増える」場合
届出が月の **15 日以前**に行われた場合…**翌月**から算定開始
届出が月の **16 日以降**に行われた場合…**翌々月**から算定開始

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地
和歌山市福祉局社会福祉部
障害者支援課 事業所指定担当
Tel : 073-435-1060 Fax : 073-431-2840
Mail : shogaishashien@city.wakayama.lg.jp